消費税軽減税率対策窓口相談等事業

無料

窓口相談、専門家派遣及び講習会に対応！

～消費税軽減税率対策に関する疑問、質問にお答えします！～

平成31年10月の消費税率10%への引き上げと同時に、軽減税率制度が導入されます。

飲食品を取り扱う事業者はもちろんのこと、全ての事業者で対応が必要となります。そのため本会では、消費税率の引き上げや軽減税率制度導入に対する円滑な対応を図ることを目的に「消費税軽減税率相談窓口」を設置しております。

窓口相談や専門家派遣に加え、組合員を対象とした消費税軽減税率対策講習会が**無料**で実施可能です。是非ご活用ください。

内容

・消費税率引き上げに伴う経営上の課題
・消費税軽減税率制度の概要
・消費税軽減税率導入に伴う事前対応
・軽減税率対策補助金について
・インボイス制度について　など

●窓口相談

消費税率引き上げや軽減税率制度導入に伴う個別の課題等に対して相談に応じます。

●専門家派遣（税理士・診断士等）

上記相談窓口での相談が難しい事業者（組合・組合員）を対象に、専門家を派遣します。

●講習会開催

組合を対象に、消費税率の引き上げや軽減税率制度導入への対策に関する講習会を開催します。

お申し込み・お問い合わせは下記までご連絡下さい。
群馬県中小企業団体中央会
担当　指導部　業務課（八木、今泉）
TEL：027－232－4123
FAX：027－234－2266